

耐震シェルター・防災ベッド

の設置費用の一部を補助します！

※耐震シェルター又は防災ベッドと合わせて設置される「感震ブレーカー」の設置も補助します。

※ 過去に増築が行われている住宅について、要件の緩和を行いましたので、該当する場合は、事前にご相談ください。

1 「広島市耐震シェルター等設置補助制度」の目的

耐震改修工事を行うことが難しい場合に、戸建木造住宅に居住する高齢者や障害者等を対象に、耐震シェルター等の設置費用の一部を補助します。

2 制度の概要

募集の対象となる住宅は、広島市内の戸建木造住宅で、裏面申込書の要件を満たすものです。また、募集件数等は次のとおりです。

項目	補助対象となる設置工事	募集件数	補助率	限度額
耐震シェルター・防災ベッド	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置部門で選定されたものなど、地方公共団体で一定の評価を受けたもの	1戸	設置経費の1/2	12万5千円
感震ブレーカー	分電盤タイプ (感震機能付住宅用分電盤JWD S0007)付2((一社)日本配線システム工業会)で定める構造・機能を有するもの)	1戸		4万円

3 申込み方法

別紙申込書に記入し、令和8年4月15日(水)から令和8年4月28日(火)午後5時(必着)までに、持参、郵送、FAXまたは電子メールでお申込みください。

- * 持参の受付は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までです。
- * FAXまたは電子メールでお申込みの場合は、送付後に確認の電話をお願いします。
- * 募集件数に達しなかった場合は、随時募集しますのでお問い合わせください。

4 申込み後の主な流れ

- ・ 申込み多数の場合は抽選とし、抽選結果は申込者全員に通知します。
- ・ 補助対象者に決定した方に、正式な申請書類を送付します。
- ・ 耐震シェルター等の設置に要する経費が確認できる書類(見積書等)を添付し、補助金交付申請書を広島市に提出します。(正式な申請書類の受領から1か月以内を目途に提出してください。)
- ・ 広島市から補助金交付決定通知書を受け取った後、耐震シェルター等の設置を開始します。
- ・ 令和9年1月末までに、広島市に耐震シェルター等の設置の結果を報告します。

【問合せ・申込先】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎5階)

広島市 都市整備局 住宅部 住宅政策課

電話 082-504-2292 ・ FAX 082-504-2308

電子メール jutaku@city.hiroshima.lg.jp



市 HP

【広島市ホームページ】

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/sumai/1021346/1026338/1018630.html>

総合トップページ > くらし・手続き > 住まい > リフォーム・住宅補助制度

> 助成・手当(リフォーム・住宅補助制度) > 耐震シェルター等の設置を支援します！

令和8年度広島市耐震シェルター等設置補助事業申込書

- ①から⑦までの要件を満たす必要があります。
- 太枠内にご記入の上、持参、郵送、FAXまたは電子メールによりお申込みください。
※FAXまたは電子メールでお申し込みの場合は、送付後に確認の電話をお願いします。
- 該当する□に☑してください。

申込日	令和 年 月 日
申込者	フリガナ 氏 名 電話番号（日中の連絡先） — —
住 所	〒 — 広島市 区
①建築時期	明治・大正・昭和 年 月 日 * 昭和56年5月31日以前に着工されたものに限ります。 * 「昭和〇〇年頃」などわかる範囲で構いません。
②住宅の種類	<input type="checkbox"/> 戸建住宅（二世帯住宅を含む） <input type="checkbox"/> 併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの）
③構 造	<input type="checkbox"/> 木造在来軸組構法及び伝統的構法 * ツーバイフォー工法、丸太組工法、及びプレハブ工法は対象外
④補助対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者や障害者等※1 <input type="checkbox"/> 高齢者や障害者等と同一の世帯に属する方
⑤階 数	<input type="checkbox"/> 2階以下
⑥設置場所	<input type="checkbox"/> 耐震シェルター又は防災ベッドを1階に設置
⑦構造評点等	<input type="checkbox"/> 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満 <input type="checkbox"/> 「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づく診断の結果、 評点の合計が7点以下
感震ブレーカーの 設置	<input type="checkbox"/> 設置する <input type="checkbox"/> 設置しない

※1：高齢者や障害者等とは次のいずれかに該当する方のことです。

- ア 申請時における年齢が65歳以上である方
- イ 身体障害者手帳の交付を受けた方
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- エ 療育手帳の交付を受けた方
- オ 要介護認定又は要支援認定を受けた方
- カ その他医師の診断等により災害時に援護を要すると認められる方